

## 「中身」はどうか？ 投資サービス法

景気回復・株価高騰の波に乗って、この年末年始のマスコミ、特に日経新聞は元気が良かったように思います。ただ、電波や紙面を通じて流されるものの中では、この冬の寒さと雪害のニュースも目立ちました。雪害の防御の要諦は、人手と機械力の素早い投入に尽きますが、情報の流通量や速度が高まるのに反比例して、この面の対応力は衰えているような。自衛隊の投入も年明けになってからだったし…。パソコン・携帯でデイトレードはできても、雪下ろし・雪掘りはできません。

雪国のとりわけ山間には、若い人もあまりいない。高齢化社会の課題の一つがもの見事に露呈しましたが、しきりに喧伝・称揚される「小さな政府」は、こういう課題に十分対応できるのでしょうか。

さて、いささか旧聞に属しますが、昨年 12 月 22 日、首相の諮問機関である金融審議会金融分科会第一部会が、金融商品の販売・勧誘などに関するルールを定めるための『投資サービス法』（仮称）制定に向けた報告書をまとめ、与謝野金融相に提出しました。これを受けて、金融庁は法案を整備し、今年の通常国会に提出、07 年の施行を目指すとのこと。

この法律の趣旨・目的としては、「幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備することによって、既存の利用者保護法制の対象となっていない「隙間」を埋めるとともに、既存の縦割り業法を見直し、同じ経済的機能を有する金融商品には同じルールを適用」（同報告書要旨）することによる『利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上』が、第一に掲げられていま

す。金融庁をはじめ農水省、厚労省、通産省など

所管官庁が多岐に渡り、当然規制法もバラバラの「金融商品」の勧誘や販売に関する統一的なルールを設け、消費者・利用者が理解不足などによる被害を受けないように持つていこうという目的・趣旨には何も異存はありません。しかし、出てきた結果はそう易々と諸手を上げて大賛成、とはいかないようです。

まず、なぜか、対象商品が市場リスクがあるとこの部会が考えた商品に限定されてしまいました。より具体的に言えば、預金・貯金類や保険商品は対象外ということ。なるほど、たとえば預金や保険には価格・為替変動によるリスクはないかもしれませんが、まさにこの報告が提出されたその日から銀行での取扱いが始まった養老保険・終身保険には、インフレの進行に伴う価値減殺のリスクが厳然として存在します。長期固定金利の預貯金・債券や定額型の個人年金も同様です。とりわけ、予定利率が固定され、契約期間がとんでもない長期に及ぶ可能性のある保険・共済商品のインフレリスクは重大です。そういう説明はしなくていいのでしょうか？

このレポートをご講読いただいている方々は、このようなことは先刻ご承知でしょうが、一般の人々はそうではありません。だからこそ、この超低金利・超低予定利率下でも、終身保険や定額年金保険の契約がたいして減らないのです。『投資サービス法』は、趣旨・目的だけを見ると、利用者の利便・保護を第一義に捉えているように見えますが、現実の審議の過程では銀行業界や保険業界のほうを頻りに向いていたのだなと感じます。

また、報告では、その商品に不向きな人、十分には理解できていない人に販売してはいけないという「適合性の原則」も新法に盛り込むこととされ、このために、電話や訪問などによる「不招請勧誘の禁止」が規定されることになるようですが、その対象たるや、当面は金融先物取引だけに限定されるのだそうです。なんだこりゃ。私どもの事務所にも不動産投資の勧誘電話がよくかかってくるのですが、あれは対象にならない？

要は、業界の政治力や省庁の縄張りを超えられなかったということなのでしょうね。おせち料理の重箱は立派に作ったけれど、中身は偏りが多くスカスカといったところでしょうか。

最後に、年明けにいただいた金融消費者問題研究所・楠本くに代さんの書籍、『日本版金融サービス・市場法— 英国に学ぶ消費者保護のあり方』（東洋経済新報社。今年 1 月 12 日初版第 1 刷発行）の案内文の一節をご紹介します。

『・1996 年ビッグバン宣言以後、規制を取り外された市場で無防備な消費者を保護するための法として、金融審議会が、金融サービス法が議論されました。ビッグバンの完成とともにできるはずであった金融サービス法は、しかし、消費者の期待を裏切り、制定されたものは 9 条からなる金融商品販売法でした。この法は周知のように消費生活センターの苦情処理でも、裁判でも活用されないまま今日に至っています。そして、長い時間と費用をかけて議論した結果提出された今回の報告書も、また同じことの繰り返しで終わろうとしています』。

そうですね、もうあれから 10 年経ちます。

(クーレ 野田 眞)